

2023 年度 水質検査計画

富士吉田市都市基盤部上下水道工務課

目 次

- 1 基 本 方 針
- 2 水道事業の概要
- 3 水道水源等の状況
- 4 水質検査方法
- 5 臨時の水質検査
- 6 水質検査の方法
- 7 水質検査計画及び検査結果の公表
- 8 関係機関との連携

はじめに

本市の水道は、富士山の地下に貯蔵された清浄で豊かな地下水を水源としています。地下水は年間をとおり、ほぼ一定の水温と安定した水量・水質を持つため、とても良好な水道水となっています。

私たちが安心して水道水を飲むために、水質検査により、安全でおいしい水道水であることを定期的に調べています。

市民のみなさまに安心して水道水をお使いいただけるよう 2023 年度の水質検査の内容や検査体制を策定し、「水質検査計画」を作成しました。

1 基本方針

(1) 検査地点

水質検査は、配水場の入口地点（原水）及び、各配水系統の管末地点の蛇口（浄水）から採水して行います。

(2) 検査項目

水質検査は、水道法で検査が義務付けられている『水質基準項目』に加え、『水質管理目標設定項目』など、水質管理上必要と判断した項目についても行います。

(3) 検査頻度

水質検査は、これまでの検査結果や水源の状況などを考慮し、各地点の項目ごとに検査頻度を定めて行います。

(4) その他

水質検査は、毎日行う検査については市が自ら行い、それ以外の検査については、厚生労働大臣の登録を受けた検査機関への委託により行います。

水質検査結果については、市役所都市基盤部上下水道工務課の窓口でご覧いただける他、市のホームページにも概要を掲載します。

2 水道事業の概要

(1) 給水状況

本市の給水状況は、次のとおりです。

区 分	内 容
事 業 の 名 称	富士吉田市上水道事業
給水区域（給水区域面積）	市ほぼ全域（19.4 km ² ）
給水人口	47,105人
給水世帯数	19,290世帯
年間給水量	6,313,758 m ³
1日平均給水量	17,297 m ³
1日最大給水量	38,094 m ³

令和 3 年度末

(2) 水源及び浄水場の概要

本市については、深井戸、浅井戸の地下水と湧水の 28 ケ所を水源としています。汲み上げられた原水は、市内外の 17 ケ所の配水場に設置されている滅菌整備により塩素消毒され、2 ケ所の増圧ポンプと 21 の配水タンクから市内のご家庭に給水されております。

配水場の位置と、それぞれの給水区域は以下のとおりです。

配 水 場	泉瑞配水場	新屋配水場	鐘山第1配水場	西吉田配水場
所 在 地	上吉田 5601-1	上吉田 1713-4	忍野村忍草白久保 3186	上吉田 5521-6
水 源	湧水(1)	深井戸(4)	湧水(1)	深井戸(2)
年間取水量(千m3)	53	450	2475	764
浄 水 方 法	塩素消毒	塩素消毒	塩素消毒	塩素消毒
主 な 使 用 薬 品	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム
配 水 方 法	直 送	直 送	直 送	直 送

配 水 場	熊穴配水場	上宿配水場	下宿配水場	下吉田浄水場
所 在 地	松山 1838	上吉田東 1-11-31	上吉田東 1-1-54	竜が丘 3 丁目 4654-6
水 源	深井戸(3)	深井戸(1)	深井戸(2)	深井戸(1)
年間取水量(千m3)	681	474	345	107
浄 水 方 法	塩素消毒	塩素消毒	塩素消毒	塩素消毒
主 な 使 用 薬 品	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム
配 水 方 法	直 送・ポンプ圧送	直 送	直 送	直 送

配 水 場	谷倉配水場	愛染配水場	大明見配水場	新田配水場
所 在 地	新倉 2967-8	下吉田 4836	大明見 711	大明見 1961
水 源	深井戸(3)	深井戸(1)	深井戸(2)	浅井戸(1)
年間取水量(千m3)	325	231	406	433
浄 水 方 法	塩素消毒	塩素消毒	塩素消毒	塩素消毒
主 な 使 用 薬 品	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム
配 水 方 法	直 送・ポンプ圧送	直 送	直 送・ポンプ圧送	直 送

配 水 場	桑平配水場	上暮地配水場	白糸配水場	鐘山第2配水場
所 在 地	小明見 4512	上暮地 3056-1	上暮地 4210-1	上吉田 1812
水 源	深井戸(1)	深井戸(1)	深井戸(1)	深井戸(3)
年間取水量(千m3)	235	219	205	505
浄 水 方 法	塩素消毒	塩素消毒	塩素消毒	塩素消毒
主 な 使 用 薬 品	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム
配 水 方 法	直 送	直 送	直 送	直 送

年間取水量は R3 年度末

3 水源の概要

(1) 水源及びその周辺の状況

本市の水道は、主に深さ約100m前後の深井戸を水源としており、年間を通して、水質・水量ともに安定しています

水源地によっては、農地や住宅地の中にありますが、深井戸であるため人為的な汚染は受けにくいと考えられます。

(2) 原水及び浄水の水質状況

過去の水質検査では、浄水については水道水質基準値を大幅に下回っており

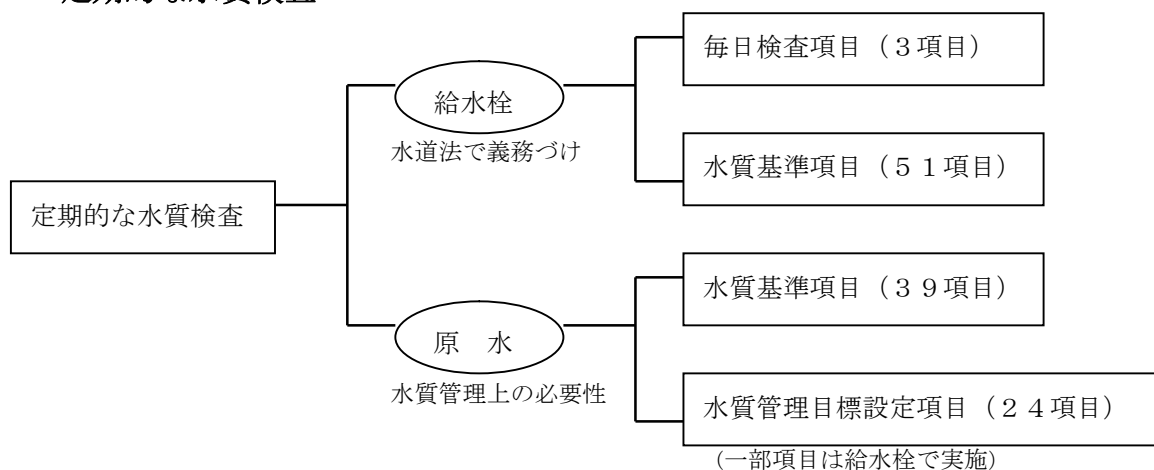
安全で良質な水といえます。しかし、地下水は地質に由来するミネラル分を多く含まれたため、硬度、蒸発残留物などがやや高めとなっています。

(3) 水質管理上の留意点

本市の水道水源は、恵まれた好ましい環境にありますが、地下水は、いったん汚染されると、浄化されるまでに非常に長い年月を要し、代替えの水源など必要となります。

現在のところ、水源周辺の地下水汚染は判明していませんが山梨県森林環境部が実施する「地下水水質調査」の結果などから、周辺地下水の汚染状況を把握水源の監視強化を図っていきます。

4 定期的な水質検査



(1) 検査の項目

給水栓における水道水については、水道法で検査が義務づけられている、毎日検査項目(3項目)、及び水質基準項目(51項目)に加えて、水質管理目標設定項目について検査を行います。

〔毎日検査項目〕

色・濁り・消毒の残留効果の3項目です。

〔水質基準項目〕

基準値以下で給水することが義務づけられている51項目です。

(「表1-1、1-2 水質基準項目の検査頻度」参照)

(2) 検査の地点及び頻度

ア 水道法で義務づけられている検査

〔毎日検査項目〕

市内18カ所の給水栓(各配水系統につき1カ所の蛇口)で、水道法に基づき色・濁り・残留塩素の検査を1日1回行います。

〔水質基準項目〕

市内18カ所の給水栓(各配水系統につき1カ所の蛇口)において、項目ごとに定めた回数(毎月～1年に1回)の検査を行います。

項目ごとの検査回数は、「表1-1、1-2 水質基準項目の検査頻度」のとおりです。

イ 水質管理上の必要性から行う検査

〔水質基準項目〕

原水は、市内28カ所の水源の入口地点において、消毒副生成物(塩素消毒により非意図的に発生するおそれのある11項目及び味)を除いた水質基準項目(39項目)について、年1回、検査を行います。

(「表1-1、1-2 水質基準項目の検査頻度」参照)

〔水質管理目標設定項目〕

原水は、下吉田第2水源の取水地点より採取し検査します。ただし、消毒副生成物については、下吉田浄水場から配水される給水栓(蛇口)において、採取します。

水質管理目標設定項目のうち、水質管理上必要な項目を年1回、検査します。
(「表2 水質管理目標設定項目の検査頻度」参照)

なお、下吉田第2水源は、「山梨県水道水質管理計画」の水質監視地点として位置づけられており、山梨県の代表的水源として、広域的な水道水質監視の役割も担っています。

〔クリプトスポリジウム等対策〕

クリプトスポリジウム等の指標菌である大腸菌、嫌気性芽胞菌の検査を年1回～12回(厚生労働省の基準による)原水にて行います。

ウ 腸内細菌検査(検便)

水道従事者は、年2回実施します。

5 臨時の水質検査

(1) 臨時の水質検査を行う要件

臨時の水質検査は、次のような場合に行います。

- ・ 水源の水質が著しく悪化したとき
- ・ 水源に異常があったとき
- ・ 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき
- ・ 浄水過程に異常があったとき
- ・ 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき
- ・ その他特に必要があると認められるとき

(2) 検査を行う項目

一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物、pH 値、味、臭気、色度、濁度、及びその他水質基準項目のうち必要な項目を検査します。

6 水質検査の方法

毎日行う検査については、浄水管理の一環として、市が自ら検査を行います。それ以外の検査については、高度な設備と検査技術が必要であるため、厚生労働大臣の登録を受けた、検査機関に委託して行います。緊急時の水質検査にも対応します。

なお、水質基準項目及び水質管理目標設定項目の検査は、国が定めた検査方法(「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」等)により行います。

7 水質検査計画および検査結果の公表

(1) 公表

市民のみなさまに、安心して水道をお使いいただけるよう、市では水質検査計画と検査結果を公表します。

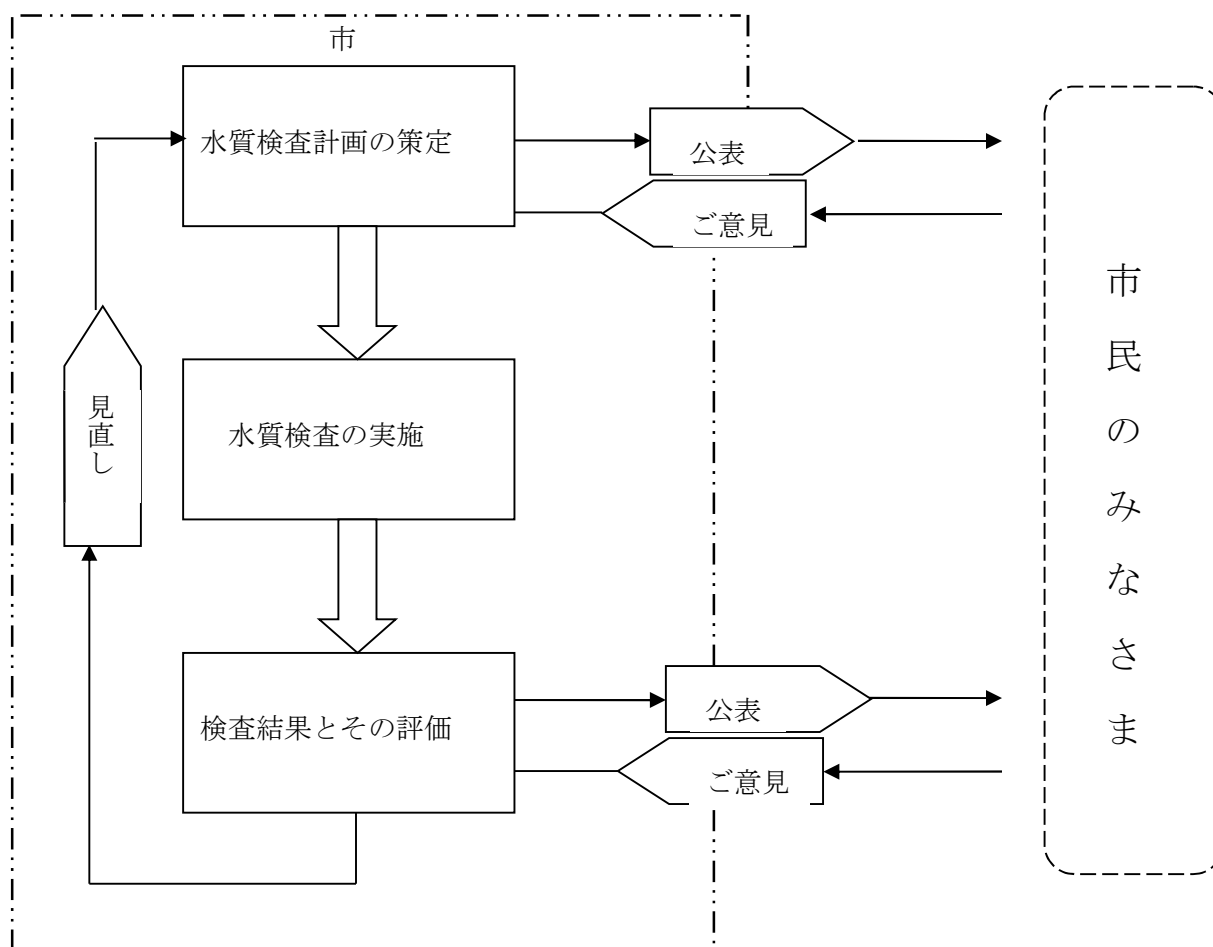
検査計画は、年度ごとに、前年度の3月末までに策定し、市のホームページに掲載するほか、市役所都市基盤部上下水道窓口でもご覧いただけます。

検査結果は、市役所都市基盤部上下水道窓口で、ご覧いただけるほか、市のホームページにも概要を掲載します。

(2) 水質検査計画の見直し等

水質検査結果の評価や、市民のみなさまがたからのご意見を参考にさせていただきながら、次年度の水質検査計画に反映させ、また毎年よりよい計画を作成

していきます。みなさまの声を反映させていくため、水質検査の計画や結果についてのご意見がありましたらよろしくお願いします。



8 関係機関との連携

水質汚濁事故や水系感染症の発症などがあったときは、国・県・近隣水道事業体などの関係機関との情報連絡網を活用し、速やかな情報交換をするとともに、連携した迅速な対策を行います。登録水質検査機関とも水質について連携していきます。

この計画について、市民のみなさまのご意見をお寄せ下さい。

お問い合わせ先

富士吉田市都市基盤部上下水道工務課

〒403 - 8601

富士吉田市下吉田 6 丁目 1 - 1

TEL 0555 - 22 - 1111 内線 657

メールアドレス koumu@city.fujiyoshida.lg.jp

表 1-1 令和5年度水質検査項目及び検査頻度一覧表

番号	水質基準項目	基準値 (給水栓における)	原水 28箇所	下吉田 PC配水系	下吉田 RC配水系	愛染 配水系	上暮地 配水系	新田 配水系	白糸 配水系	西吉田 配水系	下宿 配水系	上宿 配水系	検査頻度を 決めた理由
1	一般細菌	100個/㎖以下	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	----
2	大腸菌	検出されないこと	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	----
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/ℓ以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	過去の検査結果による
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/ℓ以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
5	セレン及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
6	鉛及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
8	六価クロム化合物	0.02mg/ℓ以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/ℓ以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/ℓ以下	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	----
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/ℓ以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	過去の検査結果による
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/ℓ以下	●	○	○	○	○	●	○	○	○	○	
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/ℓ以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
14	四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
17	ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	過去の検査結果による
19	トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
20	ベンゼン	0.01mg/ℓ以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
21	塩素酸	0.6mg/ℓ以下	--	○	○	○	○	○	○	○	○	○	----
22	クロロ酢酸	0.02mg/ℓ以下	--	○	○	○	○	○	○	○	○	○	----
23	クロロホルム	0.06mg/ℓ以下	--	○	○	○	○	○	○	○	○	○	----
24	ジクロロ酢酸	0.04mg/ℓ以下	--	○	○	○	○	○	○	○	○	○	----
25	ジブromクロロメタン	0.1mg/ℓ以下	--	○	○	○	○	○	○	○	○	○	----
26	臭素酸	0.01mg/ℓ以下	--	○	○	○	○	○	○	○	○	○	----
27	総トリハロメタン	0.1mg/ℓ以下	--	○	○	○	○	○	○	○	○	○	----
28	トリクロロ酢酸	0.2mg/ℓ以下	--	○	○	○	○	○	○	○	○	○	----
29	ブromジクロロメタン	0.03mg/ℓ以下	--	○	○	○	○	○	○	○	○	○	----
30	ブromホルム	0.09mg/ℓ以下	--	○	○	○	○	○	○	○	○	○	----
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/ℓ以下	--	○	○	○	○	○	○	○	○	○	----
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/ℓ以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	過去の検査結果による
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/ℓ以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
34	鉄及びその化合物	0.3mg/ℓ以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
35	銅及びその化合物	1.0mg/ℓ以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/ℓ以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/ℓ以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	過去の検査結果による
38	塩化物イオン	200mg/ℓ以下	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	----
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/ℓ以下	●	●	●	●	○	●	○	●	●	●	過去の検査結果による
40	蒸発残留物	500mg/ℓ以下	●	○	○	○	○	○	○	●	○	●	
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/ℓ以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
42	ジェオスミン	0.00001mg/ℓ以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/ℓ以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/ℓ以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
45	フェノール類	0.005mg/ℓ以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
46	有機物（全有機炭素TOC量）	3mg/ℓ以下	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	----
47	pH値	5.8～8.6	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	----
48	味	異常でない	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	----
49	臭気	異常でない	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	----
50	色度	5度以下	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	----
51	濁度	2度以下	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	----
クリプトスポリジウム指標菌検査 大腸菌、嫌気性芽胞菌（2項目）		汚染判断参考基準値 (検出されないこと)	---	●レベル1	●レベル1	◎レベル3	○レベル2	●レベル1	●レベル1 2水源	●レベル1 2水源	●レベル1	----	
クリプトスポリジウム原虫検査				---	---	○レベル3	---	---	---	---	---		
水質管理目標設定項目（25項目） その他項目		別表のとおり		管理目標 設定項目 ●	---	水源監視 (7項目) ◎	---	---	---	---	----		

(注) 網掛けは、過去の検査結果などが一定の条件を満たす場合、給水栓（蛇口）での検査頻度を減らすことができる項目です。

(注) 検査頻度を定めた理由における「過去」とは、過去3年間をいいます。

(注) 検査頻度は次のとおりです。

◎印は毎月検査を行います。 ○印は3ヶ月に1回検査を行います。 ●印は年に1回検査を行います。

管理目標設定項目については、下吉田RC配水系実施する。

表 1-2 令和5年度水質検査項目及び検査頻度一覧表

番号	水質基準項目	基準値 (給水栓における)	原水 28箇所	桑平 配水系	熊穴 配水系	鐘山第1 配水系	鐘山第2-2 配水系	鐘山第2-1 配水系	泉瑞 配水系	新屋 配水系	谷倉 配水系	大明見 配水池	検査頻度を 決めた理由
1	一般細菌	100個/㎖以下	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	----
2	大腸菌	検出されないこと	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	----
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/ℓ以下	●	●	●	●	●	●	●	○	●	●	過去の検査結果による
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/ℓ以下	●	●	●	●	●	●	●	○	●	●	
5	セレン及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	●	●	●	●	●	●	●	○	●	●	
6	鉛及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	●	●	●	●	●	●	●	○	●	●	
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	●	●	●	●	●	●	●	○	●	●	
8	六価クロム化合物	0.02mg/ℓ以下	●	●	●	●	●	●	●	○	●	●	
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/ℓ以下	●	●	●	●	●	●	●	○	●	●	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/ℓ以下	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	----
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/ℓ以下	●	●	●	●	●	●	●	○	●	●	過去の検査結果による
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/ℓ以下	●	●	○	○	○	○	○	○	○	●	
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/ℓ以下	●	●	●	●	●	●	●	○	●	●	
14	四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	●	●	●	●	●	●	●	○	●	●	
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下	●	●	●	●	●	●	●	○	●	●	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	●	●	●	●	●	●	●	○	●	●	
17	ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	●	●	●	●	●	●	●	○	●	●	
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	●	●	●	●	●	●	●	○	●	●	
19	トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	●	●	●	●	●	●	●	○	●	●	
20	ベンゼン	0.01mg/ℓ以下	●	●	●	●	●	●	●	○	●	●	
21	塩素酸	0.6mg/ℓ以下	--	○	○	○	○	○	○	○	○	○	----
22	クロロ酢酸	0.02mg/ℓ以下	--	○	○	○	○	○	○	○	○	○	----
23	クロロホルム	0.06mg/ℓ以下	--	○	○	○	○	○	○	○	○	○	----
24	ジクロロ酢酸	0.04mg/ℓ以下	--	○	○	○	○	○	○	○	○	○	----
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/ℓ以下	--	○	○	○	○	○	○	○	○	○	----
26	臭素酸	0.01mg/ℓ以下	--	○	○	○	○	○	○	○	○	○	----
27	総トリハロメタン	0.1mg/ℓ以下	--	○	○	○	○	○	○	○	○	○	----
28	トリクロロ酢酸	0.2mg/ℓ以下	--	○	○	○	○	○	○	○	○	○	----
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/ℓ以下	--	○	○	○	○	○	○	○	○	○	----
30	ブロモホルム	0.09mg/ℓ以下	--	○	○	○	○	○	○	○	○	○	----
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/ℓ以下	--	○	○	○	○	○	○	○	○	○	----
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/ℓ以下	●	●	●	●	●	●	●	○	●	●	過去の検査結果による
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/ℓ以下	●	●	●	●	●	●	●	○	●	●	
34	鉄及びその化合物	0.3mg/ℓ以下	●	●	●	●	●	●	●	○	●	●	
35	銅及びその化合物	1.0mg/ℓ以下	●	●	●	●	●	●	●	○	●	●	
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/ℓ以下	●	●	●	●	●	●	●	○	●	●	
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/ℓ以下	●	●	●	●	●	●	●	○	●	●	
38	塩化物イオン	200mg/ℓ以下	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	----
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/ℓ以下	●	●	●	●	●	●	●	○	●	○	過去の検査結果による
40	蒸発残留物	500mg/ℓ以下	●	●	○	○	○	○	●	○	○	○	
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/ℓ以下	●	●	●	●	●	●	●	○	●	●	
42	ジオオスミン	0.00001mg/ℓ以下	●	●	●	●	●	●	●	○	●	●	
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/ℓ以下	●	●	●	●	●	●	●	○	●	●	
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/ℓ以下	●	●	●	●	●	●	●	○	●	●	
45	フェノール類	0.005mg/ℓ以下	●	●	●	●	●	●	●	○	●	●	
46	有機物（全有機炭素TOC量）	3mg/ℓ以下	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	----
47	pH値	5.8～8.6	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	----
48	味	異常でない	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	----
49	臭気	異常でない	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	----
50	色度	5度以下	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	----
51	濁度	2度以下	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	----
クリプトスポリジウム指標菌検査 大腸菌、嫌気性芽胞菌（2項目）		汚染判断参考基準値 (検出されないこと)	●レベル1	●レベル1 3水源	○レベル2 1水源		●レベル1 3水源	○レベル2	●レベル1 4水源	●レベル1 3水源	●レベル1 2水源	----	
クリプトスポリジウム原虫検査			----	----	----		----	----	----	----	----		

(注)  網掛けは、過去の検査結果などが一定の条件を満たす場合、給水栓（蛇口）での検査頻度を減らすことができる項目です。

(注) 検査頻度を定めた理由における「過去」とは、過去3年間をいいます。

(注) 検査頻度は次のとおりです。

◎印は毎月検査を行います。 ○印は3ヶ月に1回検査を行います。 ●印は年に1回検査を行います。